

【次期計画案】 ※ 現計画の目標の内容を時点修正し、必要に応じて目標を追加

≪説明≫

第5章 成果目標		
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 (1) 地域移行者数 (2) 施設入所者数		※ 共通事項として、各成果目標について、「現状・課題」、「成果目標・活動指標の設定の考え方」、「目標達成に向けた取り組み」を記載する。
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場の設置 [活動指標] ① 協議の場の開催回数 ② 協議の場への地域移行支援の利用者数 ③ 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ④ 精神障害者の地域定着支援の利用者数 ⑤ 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ⑥ 精神障害者の自立生活援助の利用者数 ⑦ 精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数 ⑧ 精神障害者の短期入所の利用者数（新規追加）		※ 基本指針に従い、新規追加
3 地域生活支援の充実 (1) 地域生活支援拠点等の整備 (2) 強度行動障害のある障害者の支援ニーズの把握と支援体制の整備 [活動指標] ① 面的整備としての地域生活支援拠点等を構成する事業所の設置か所数 ② 地域生活支援拠点等コーディネーターの配置人数（新規追加） ③ 地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証等の実施回数 ③ 強度行動障害に関する専門的支援を提供できる事業所数（市独自）		※ 今回から採用（従来の基本指針に項目あり） ※ 市独自項目として継続
4 福祉施設から一般就労への移行等 (1) 一般就労移行者数 (2) 就労移行支援利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所数 (3) 就労定着支援事業の利用者数 (4) 過去6年間の就労定着支援利用者のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合		
5 障害児支援の提供体制の整備等 (1) 児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能の確保（内容変更） (2) 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築 (3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を確保 (4) 医療的ケア児等の支援のための関係機関の協議の場の設定 (5) 医療的ケア児等コーディネーターの配置 (6) 障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び支援体制の整備（新規追加） [活動指標] ① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者） ② サポートブックの作成人数（市独自） ③ サポートブックの作成のための説明会や勉強会の開催回数（市独自） ④ 医ケア児を受け入れている市内の児童発達支援の事業所数（市独自） ⑤ 医ケア児を受け入れている市内の放課後等デイサービスの事業所数（市独自） ⑥ 医ケアのある人を受け入れている市内の生活介護事業所数（市独自）⇒ 削除 ⑦ 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数 ⑧ 福祉型障害児入所施設の建設（建て替えを含む）（市独自）⇒ 削除		※ 基本指針に従い内容を変更 ※ 基本指針に従い、新規追加 ※ 市独自項目として継続 ※ 市独自項目として継続 ※ 市独自項目として継続 ※ 市独自項目として継続 ※ 市独自項目として継続 ※ 第6章の参考指標に移行させるため、削除 ※ 現時点で建設等の予定がないため削除
6 相談支援体制の充実・強化等 (1) 基幹相談支援センターの設置 (2) 基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保 (3) 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善 (4) のぞまないセルフプランの件数をゼロにする取り組み（新規追加） [活動指標] ① 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数 ② 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合（内容変更） ③ 基幹相談支援センターによる協議会の運営への関与の有無（内容変更） ④ 協議会の実施回数 ⑤ 協議会の専門部会の設置数及び実施回数 ⑥ 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取り組みの件数 ⑦ 市内の相談支援事業所における主任相談支援専門員の配置数（市独自） ⑧ 複数の相談支援事業所による協働事業へ参加している市内の事業所数（市独自） ⑨ 市内の相談支援事業所の事業所数（指定特定・地域移行・地域定着・障害児支援）（市独自） ⑩ 市内の相談支援事業所における相談支援専門員の配置数（常勤の有無・専任の有無）（市独自） ⑪ セルフプランの件数（障害者・障害児）（市独自）		※ 基本指針に従い、新規追加 ※ 基本指針に従い内容を変更 ※ 基本指針に従い内容を変更 ※ 基本指針に従い内容を変更 ※ 基本指針に従い内容を変更 ※ 基本指針に従い内容を変更 ※ 市独自項目として、新規追加 ※ 市独自項目として、新規追加 ※ 市独自項目として、新規追加 ※ 市独自項目として、新規追加 ※ 市独自項目として、新規追加
7 障害福祉サービス等の質の向上 (1) 障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築 [活動指標] ① 福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合（新規追加） ② 障害福祉サービス事業所等の支援員が受講する専門的な研修に対する費用の助成件数（市独自） ③ 基幹相談支援センター等における障害福祉サービス等の質の向上に係る研修の実施（市独自）		※ 基本指針に従い、新規追加 ※ 市の実施計画事業のため、新規追加 ※ 市独自項目として継続

成果目標と活動指標及び見込量等の項目（案）②（第6章＝市町村障害福祉計画・市町村障害児福祉計画部分）

【次期計画案】 ※ 現計画の目標の内容を時点修正し、必要に応じて目標を追加

《説明》

第6章 障害福祉サービス等の見込量等	
1 訪問系サービスの見込量 (1) 居宅介護（人・時間） (2) 重度訪問介護（人・時間） (3) 同行援護（人・時間） (4) 行動援護（人・時間） (5) 重度障害者等包括支援（人・時間） [参考指標] ① 市内の重度訪問介護の事業所数（市独自） ② 市内の同行援護の事業所数（市独自） ③ 市内の行動援護の事業所数（市独自）	
2 日中活動系サービスの見込量 (1) 生活介護（人・人日） うち 障害支援区分5・6の人（人・人日） うち 医療的ケアの必要な人（人・人日） (2) 自立訓練（機能訓練）（人・人日） (3) 自立訓練（生活訓練）（人・人日） (4) 宿泊型自立訓練（人） (5) 就労選択支援（人） (6) 就労移行支援（人・人日） (7) 就労継続支援A型（人・人日） (8) 就労継続支援B型（人・人日） (9) 就労定着支援（人） (10) 療養介護（人） (11) 福祉型短期入所（人・人日） うち 障害支援区分5・6の人（人・人日）（市独自） うち 医療的ケアの必要な人（人・人日）（市独自） (12) 医療型短期入所（人・人日） [参考指標] ① 医療的ケア支援（市独自助成）を受けている市内の生活介護の事業所数（市独自） ② 重度障害者支援加算（国報酬）を算定している市内の生活介護の事業所数（市独自） ③ 行動障害支援（市独自助成）を受けている市内の生活介護の事業所数（市独自） ④ 通所送迎の割合が7割以上の市内の生活介護事業所数（市独自） ⑤ 市内の生活介護事業所における通所自立支援加算の対象人数（市独自）	
3 居住系サービスの見込量 (1) 共同生活援助（グループホーム）（人） うち 障害支援区分5・6の人（人）（市独自） うち 医療的ケアの必要な人（人）（市独自） (2) 施設入所支援（人） (3) 自立生活援助（人） [参考指標] ① 医療的ケア対応支援加算（国報酬）を算定している市内のGHの事業所数（市独自） ② 重度障害者支援加算（国報酬）を算定している市内のGHの事業所数（市独自） ③ 行動障害者支援加算（市独自報酬）を算定している市内のGHの事業所数（市独自）	
4 相談支援の見込量 (1) 計画相談支援（人） (2) 地域移行支援（人） (3) 地域定着支援（人） (4) 障害児相談支援（人）	
5 障害児通所支援等の見込量 (1) 児童発達支援（人・人日） (2) 放課後等デイサービス（人・日） うち 重症心身障害児または医療的ケアの必要な児童（人・人日）（市独自） (3) 保育所等訪問支援（人・日） (4) 居宅訪問型児童発達支援（人・日） (5) 福祉型障害児入所支援（人） (6) 医療型障害児入所支援（人） [参考指標] ① 医ケア児を受け入れている市内の児童発達支援の事業所数（市独自）[再掲] ② 医ケア児を受け入れている市内の放デイの事業所数（市独自）[再掲] ③ 個別サポート加算（国報酬）を算定している市内の児童発達支援の事業所数（市独自） ④ 個別サポート加算（国報酬）を算定している市内の放デイの事業所数（市独自） ⑤ 強度行動障害児支援加算（国報酬）を算定している市内の児童発達支援の事業所数（市独自） ⑥ 強度行動障害児支援加算（国報酬）を算定している市内の放デイの事業所数（市独自） ⑦ 市内の放課後等デイサービス事業所における通所自立支援加算の利用人数（市独自）	

※ 共通事項として、各見込量について、「現状・課題」、「見込量・参考指標の設定の考え方」、「見込量達成に向けた取り組み」を記載する。

※ 市独自項目として、新規追加
※ 市独自項目として、新規追加
※ 市独自項目として、新規追加

※ 市独自項目として継続
※ 市独自項目として継続

※ 市独自項目として継続
※ 市独自項目として継続

※ 第5章の活動指標の内容を一部修正して移行
※ 市独自項目として、新規追加
※ 市独自項目として、新規追加
※ 市の実施計画事業のため、新規追加
※ 市の実施計画事業のため、新規追加

※ 市独自項目として継続
※ 市独自項目として継続

※ 市の実施計画事業のため、新規追加
※ 市の実施計画事業のため、新規追加
※ 市の実施計画事業のため、新規追加

※ 市独自項目として継続

※ 第5章の活動指標を再掲
※ 第5章の活動指標を再掲
※ 市独自項目として、新規追加
※ 市独自項目として、新規追加
※ 市独自項目として、新規追加
※ 市独自項目として、新規追加
※ 市の実施計画事業のため、新規追加

【次期計画案】 ※ 現計画の目標の内容を時点修正し、必要に応じて目標を追加

《説明》

第7章 地域生活支援事業の見込量等	
6 相談支援事業等の見込量	(1) 理解促進・研修啓発事業（実施有無） (2) 自発的活動支援事業（実施有無） (3) 相談支援事業（障害者相談サポートセンターの設置・運営）（か所数） (4) 基幹相談支援センターの設置（か所数） (5) 基幹相談支援センター等機能強化事業（実施有無） (6) 住宅入居等支援事業（実施有無） (7) 成年後見制度利用支援事業（利用者数） うち 知的障害者（利用者数） うち 精神障害者（利用者数） (8) 成年後見制度法人後見支援事業（実施有無） (9) 障害児等療育支援事業（実施有無）
7 意思疎通支援事業の見込量	(1) 手話通訳者派遣事業（件） (2) 要約筆記者派遣事業（件） (3) 手話通訳者設置事業（人） (4) 手話奉仕員養成研修事業（修了者数） (5) 手話通訳者養成研修事業（修了者数） (6) 要約筆記者養成研修事業（修了者数） (7) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（件） (8) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業（修了者数） (9) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業（件） (10) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業（修了者数）
8 日常生活用具給付等事業の見込量	(1) 介護訓練支援用具（件） (2) 自立生活支援用具（件） (3) 在宅療養等支援用具（件） (4) 情報・意思疎通支援用具（件） (5) 排泄管理支援用具（件） (6) 居宅生活動作補助用具（件）
9 移動支援事業、日中一時支援事業および訪問入浴サービス事業の見込量	(1) 移動支援事業（障害児）（人・時間） (2) 移動支援事業（障害者）（人・時間） (3) 日中一時支援事業（障害児）（人・回） (4) 日中一時支援事業（障害者）（人・回） (5) 訪問入浴サービス事業（障害児）（人・回）（新規追加） (6) 訪問入浴サービス事業（障害者）（人・回）（新規追加） [参考指標] ① 移動支援事業における医療的ケア加算の対象人数（市独自） ② 移動支援事業における自立通所（通学）支援の利用人数（市独自）
10 地域生活支援事業 地域活動支援センター事業の見込量	(1) 地域活動支援センター（地域作業所含む）（か所数・人）
第8章 その他計画を推進するにあたって留意すべき視点	
1 複合的サービスの利用の推進	
2 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	
3 障害者差別解消法の周知・啓発 ⇒ 削除	

※ 共通事項として、各見込量について、「現状・課題」、「見込量・活動指標の設定の考え方」、「見込量達成に向けた取り組み」を記載する。
※ 訪問入浴サービス事業を新規追加
※ 今回から採用
※ 今回から採用
※ 市の実施計画事業のため、新規追加
※ 市の実施計画事業のため、新規追加
※ 共通事項として、各項目について、「現状・課題」、「今後の方向性」を記載する。
※ 国の障害者基本計画の内容を踏まえ、内容を一部変更
※ 第4章で言及するため削除